



# 事務所通信

コロナの時代、どのように仕事をしていけばいいのか考えていました。目先の仕事の忙しさにかまけていると目標を見失ってしまうのではという心配もありました。

そして10月を迎え、はりはら塾で「遺言セミナー 私も出来る遺言書」のセミナーをやっているとき、閃いてくるものがありました。自分の仕事は「次の世代の人が安心して生活の出来る社会を作る」その支援をするのが自分の役目だと思いました。事務所の経営理念の中に「次世代の安心安全な社会作り」とあり、方向を間違えないようにしようと思いました。

今回は、前回に続き遺言のいい所を中心に話を進めていきます。



## 1. 法定相続情報証明を活用しましょう

被相続人 牧之原太郎 法定相続情報	
最後の住所 ○県○市○町○番地	
最後の本籍 ○県○市○町○番地	
出生 昭和○年○月○日	住所 ○県○市○町○番地
死亡 令和○年○月○日	出生 昭和○年○月○日
(被相続人)	(長男)
牧之原太郎	牧之原一郎
住所 ○県○市○町○番地	住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日	出生 昭和○年○月○日
(妻)	(長女)
牧之原花子	牧之原一子
以下余白	
作成日：令和○年○月○日	
作成者：○○○士 ○○○ 印	
(住所：○市○町○番地)	

最近、相続手続きの際、3件に1件位の割合で「法定相続情報証明」を取るようになってきました。お客様がご自身でこの証明を取得することは手間が掛かりますが、相続手続きと一緒に取ると、相続の一連の手続きの中で取ることができるので、比較的簡単に取ることができます。

それと、私の仕事で、「遺産承継業務」と言うのがありますが、その手続きに際し、取り寄せておくと、金融機関（郵便局含む）や証券会社、保険会社等での手続きが簡単になり、残高証明書取り寄せ、解約手続きの時間が大幅に短縮されます。

コロナの時代で金融機関の窓口に行くのも大変になっている時、これはぜひ活用できるものです。費用が安いのもお勧めできる点です。

## 2. 自筆証書遺言（法務局保管制度利用）

遺言書	財産目録
<p><u>私の所有する不動産は</u> <u>すべて長男山田一郎（昭</u> <u>和60年10月10日生）</u> <u>に相続させる。</u></p> <p><u>私の所有する預貯金は</u> <u>全て妻山田花子（昭和3</u> <u>5年6月10日生）に相</u> <u>続させる。</u></p> <p>令和2年10月20日</p> <p>山田太郎 印</p>	<p>不動産 ○ ○ ○</p> <p>預貯金 ○ ○ ○</p> <p>山田太郎 印</p>



（自筆）

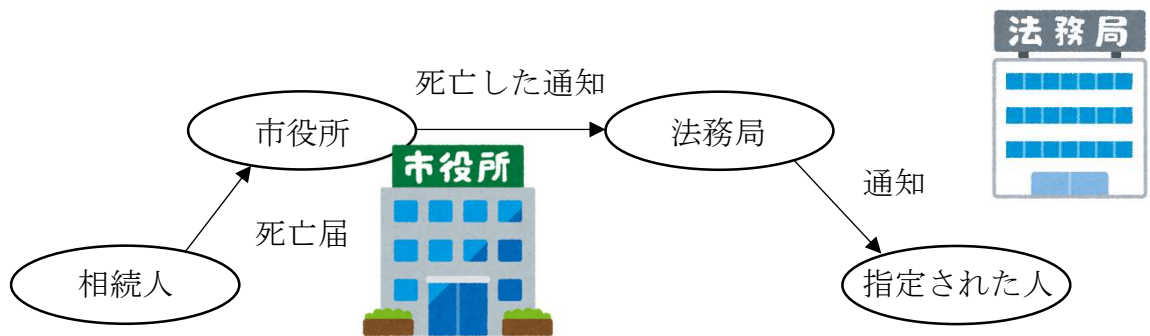
（パソコン作成）

今年の7月から始まった、自筆証書遺言の法務局での保管手続きに関わることがありました。

お客様の依頼を聞き、自筆部分はお客様に書いて頂き、財産目録や保管申請書を作り、お客様と同行して法務局へ行きました。窓口対応はお客様にお願いして、待つこと20分。「これでOKです。」と言われ、保管証明書を頂きました。

時間がもっと掛かるのでは、内容が間違っていたらと言う心配もありましたが、終わってみれば「これでいいの？」と感じる位でした。

作成をサポートする中で、この制度のいい所は本人が亡くなった後、法務局から、連絡する仕組みがやがて出来るというところです。いつから具体的になるのか、時期は不明ですが、この通知により遺言書が無駄にならないことです。



### 3. 公正証書遺言



公正証書遺言は費用や手間、直すのが大変等、色々デメリットはあるものの、高齢で字の書けない人、病気等で法務局に出かけることができない人、遺言内容が複雑になる人の場合には、公証人が作ってくれるので、煩わしさがありません。

また、意外と知られていないのが、遺言書無効の争いが少なかったり、金融機関の対応が違う点です。こうしてみるとまだまだ、公正証書遺言の良さが光ります。

# 事務所からのお知らせ

12月5日(土) 8:00~に、第3回はやべんを計画しています。

アマチュア無線で若い時は世界と交信をしていた方です。

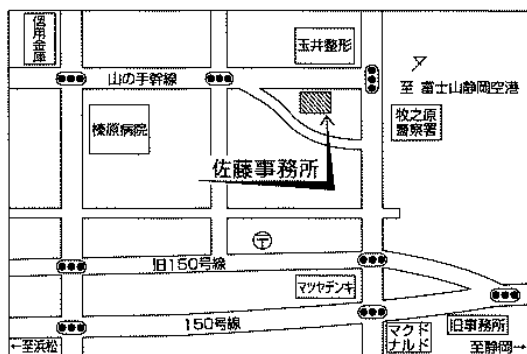
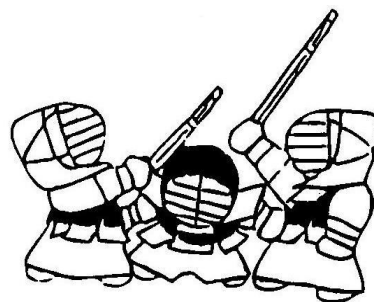
講師 星山陽太郎 様 (牧之原市在住)

演題 「アマチュア無線と外国通信」



令和2年11月吉日

<事務所案内図>



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409